

# E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY



わかやまけん しえんか さかぐち まさみ  
和歌山県こども支援課 阪口 真美さん ..... 1

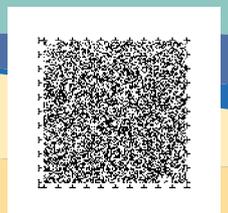


とくてい ひえいり かつどうほうじん こ  
特定非営利活動法人子どもセンターるーも ..... 5  
いとう  
伊藤 あすみさん



「ヤングケアラーってなあに？」 ..... 9

お知らせ ..... 10





和歌山県では、児童相談所の支援を受けているこどもを対象に、「こどもの権利擁護事業」としてこどもアドボケイトを実施しています。

今回は、和歌山県こども支援課の阪口真美さんにこどもアドボケイトについてお話を伺いました。

## Q1. こどもアドボケイトについて教えてください。

アドボケイトとは日本語で「援護者、支持者、代弁者」と直訳されます。本人の意見を聴いて、その意見を代弁したり、擁護する人のことをアドボケイトといいます。その中でも、こどもアドボケイトとは、こどもの立場に立って、こどもの意見表明を支援する取組です。



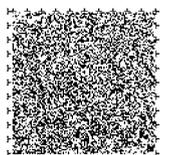
こどもの権利擁護事業では、児童福祉施設等で生活しているこどもとアドボケイトが面談をして、こどもの意見や意向を把握し、こどもの希望に応じて、行政機関や児童福祉施設等に対してこどもの意見を代弁して伝える役割をしています。

面談の相手が施設の職員などの近い大人であると、施設での自分の立場などを気にして話せなくなるこどももいるため、利害関係のない第三者であるアドボケイトが面談を行うことで話せる場合もあります。

アドボケイトは面談の際、こどもから無理に何かを聞き出そうとはせず、こどもが話をしたいと思うことだけを聴き取ります。

ときには、簡単なゲームで遊んだり、場を和ませるようなコミュニケーションを取りながら、こどもが自ら話し出すのを待ちます。

アドボケイトとの面談で、こどもは施設内のルールのことや希望など、様々な内容を話します。アドボケイトはこどもの意向や希望に応じて行政機関や児童福祉施設に、こどもの意見を伝えます。虐待に関する事など、必ず報告しなければならない緊急性のあるものは、こどもに伝えてから報告をします。また「この話は誰にも言わないでほしい」と希望するこどもがいた場合、アドボケイトはその約束を守り、誰にも言わず、報告書にも書きません。アドボケイトに話を聞いてもらうだけで、安心したり満足するこどももいます。また、複数回アドボケイトとの面談を受けるこどもも多くいます。



## Q2. 和歌山県がこどもアドボケイトに取り組んだきっかけを教えてください。

こどもアドボケイトの事業が始まる前の一時保護所では、児童相談所の常勤弁護士がこどもの意見を聴くという取組をしていました。児童相談所の担当ケースワーカーや一時保護所の職員も意見を聴く役割は担っていますが、閉鎖的な施設の中で、第三者がこどもの意見を聴く機会がありませんでした。また、一時保護は、こどもにとって親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものです。そのため、こどもの意見を十分に聴くことが重要とされ、こどもの支援に直接関わっていない学識者や弁護士などの第三者が定期的に面接し、こどもの意見を代弁する取組が必要とされてきました。

平成28年に改正された児童福祉法ではこどもの権利条約の理念が盛り込まれました。こどもの持つ基本的権利とは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの分野です。そのうちの「参加する権利」では、こどもは関係のある事柄について自由に意見する権利を持っています（意見表明権）。そして、大人はその意見を十分に考慮し、尊重しなければなりません。意見を言える環境や、意見を聴く大人がいることで、意味のある「参加」の実現が可能になるのです。

和歌山県では令和2年3月に和歌山県社会的養育推進計画が策定され、一時保護所における第三者によるこどもの意見を聴く仕組みの検討が盛り込まれ、こどもアドボケイトに向けた取組計画が始められました。

令和3年度から、一時保護されたこどもを対象にこどもアドボケイトが試行的に始まり、翌年度からは、一時保護児童アドボケイトが本格的に始められました。

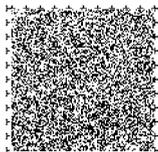
また令和4年度には改正児童福祉法が成立し意見表明権の保障を始めとするこどもの権利擁護について規定され、令和6年4月から施行されています。

令和6年度から和歌山県では、一時保護児童だけでなく里親、児童養護施設等で生活をするこどもにも対象を広げ、より多くのこどもがアドボケイトとの面談を受けられるようにしました。

## Q3. こどもアドボケイトをどのようにして行っていますか？

令和5年度から、「一般社団法人toddle（タドル）わかやま」（以下「タドルわかやま」）にこどもアドボケイトを委託しており、弁護士や心理士、社会福祉士など、こどもの支援に関わる仕事をしている方を中心に現在23名のアドボケイトが活動しています。

先にも述べましたが、アドボケイトは独立している必要があり、どこにも属していないことが好ましいとされています。「タドルわかやま」に民間委託したこと



で、児童相談所の職員や施設等の職員などとは関係のない、第三者がアドボケイトを行う仕組みとなり、より独立性が確保されることになりました。

また「タドルわかやま」では、アドボケイトの基礎講座や研修などを開き、日々アドボケイトの資質向上のための取組も行っています。

#### Q4. 和歌山県のこどもアドボケイト事業ならではの特徴はありますか？

和歌山県では、こどもアドボケイトを始めた当初からこども一人に一人のアドボケイトをつける「個別アドボケイト」の仕組みを取り入れています。専属のアドボケイトがいることで、こどもとの信頼関係が築きやすく、相談しやすい環境となりました。

アドボケイトの面談を複数回受けるこどもが多く、面談人数や回数は年々増加しています。

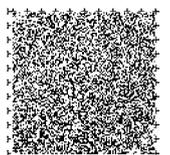
ある時、タドルわかやまの方から、こどもがアドボケイトに対して「私のアドボケイトさん」と呼んだという話を聞きました。外部の人が自分のためだけに会いに来るという特別感が、こどもにとっては嬉しく、何を話してもいい、どんな話でも聴いてくれるという安心感や信頼感のある環境を提供できている状況は良いことだと思います。

個別のアドボケイトをつけるという制度にして良かったと思います。

複数回同じアドボケイトに相談することができ、アドボケイトとの信頼関係が築きやすく、安心できるなどのメリットがある一方で、限られた人数ですべてのこどもに対応しなければいけないという課題もあります。

#### Q5. こどもアドボケイトを始めてから施設の中で、どのような変化がありましたか？

こどもたちが気軽に意見を言えるようになりました。施設もこどもの意見を柔軟に取り入れるようになった結果、こどもを取り巻く環境が良くなるという循環ができてきました。例えば、一時保護所や児童養護施設では、様々な年齢のこどもが共同で生活するためのルールがあります。しかし、改めて見直すと「なぜこのようなルールがあるのだろう？」と思うこともあります。特に、一時保護所などは外部の目が届きにくい環境ですので、ルールへの違和感や今の時代にそぐわないことに気づきにくく、一度ルールがつけられると、それを守ることが当たり前となり、長い間見直されないことも少なくありません。そんな中、こどもたちがルールに関する疑問を口にしたり、改善を求めたときには、これらのルールを見直すようにしています。しかし、何もかもこどもたちの言うとおりに変えるわけではありません。大切なことは、権利擁護の意識を持ちながら、こどもたちとの対話を通じて、こどもにとってより良い環境にして



いくことです。

**Q6. 読者へのメッセージをお願いします。**

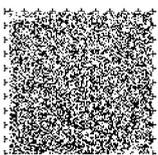
アドボカシー・ジグソーという考え方があります。

こどもの周りのアドボカシーには、専門職（施設職員・教員等）であるフォーマルアドボカシー、市民（親・養育者・親戚・近所の人）であるインフォーマルアドボカシー、同じ属性や背景を持つ仲間であるピアアドボカシー、専門アドボケイトや弁護士である独立アドボカシーという4種類の人があります。アドボカシー・ジグソーとは、多様なアドボカシーが合わさることで、本人が自分の意見をよりよく主張できるという考え方（セルフアドボカシー）です。

私たち行政や施設の職員はフォーマルアドボカシーとして、タドルわかやまのアドボケイトは独立アドボカシーとして、そして親や養育者だけではなく、親戚や近所の人など一般の方は、インフォーマルアドボカシーとして、こどもの意見を聞き、本人の意見表明を支えています。

そして、すべての人がそれぞれの立場で、こどもの人権を考え、こどもの意見を聴く、どんな人でもこどもアドボカシーの担い手になれるということを知ってもらいたいです。

**こどもアドボカシーの担い手  
アドボカシー・ジグソー**



# コッっていったい どなたトコ?

## 特定非営利活動法人 子どもセンターるーも

虐待を受けるなどして家庭で暮らすことができない子どもたちの緊急避難先として、居場所を提供してきた「NPO法人子どもセンターるーも」。2023年10月に、シェルター開設10周年を迎えました。

子どもたちを守る最後の砦ともなる子どもシェルターについて、理事の伊藤あすみ弁護士にお話を伺いました。

### ●子どもシェルターとはどういったものですか。

児童福祉法上では、「児童」は18歳未満の子どもを指します。そのため、虐待や家庭の事情から居場所を失った18歳未満の子どもは、児童相談所の保護を受けられますが、私たちが子どもシェルターを開設した当時は、18歳以上になると原則として対象外となり、児童相談所の保護を受けることができませんでした。また、18歳未満の子どもであっても、児童相談所の一時保護所や児童養護施設などでは、集団での生活を余儀なくされるなど、その子の特性に適した環境を十分に提供できるとは限らない状況でした。子どもシェルターはこうした子どもたちの一時的な行き場所として身を寄せる緊急避難先です。

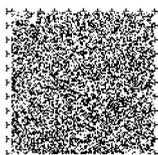


### ●子どもセンターるーもを立ちあげた背景を教えてください。

また、伊藤さんはその立ちあげにどのような思いで関わったのですか。

先にお伝えしたとおり、18歳以上には法的な保護がありませんでした。そのような状況のなか、県内有志の弁護士が非行のある子どもたちと関わっていくなかで、家庭や普段の生活にしんどさを抱える子どもの姿を目にし、力になりたいと思い、関係機関の協力のもと2013年2月に「NPO法人子どもセンターるーも」を設立しました。同年10月にはシェルター部門として「子どもシェルターるーも」を開設しました。

当時私は弁護士になりたての頃で、「子どもの権利委員会」に所属していました。そこで先輩弁護士から子どもシェルターについて教えてもらいました。子どもシェ



ルターの数は全国でも少なく、東京や京都などの大都市にしかなかったことや、和歌山でシェルター開設を自指していることなどを聞きました。それで、私も協力したいと思い、一緒に活動を始めました。



## ●子どもシェルターる一もではどんな活動をしているのか教えてください。

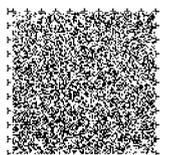
主な保護対象者は10代の女性です。2024年3月末までに、延べ129人を受け入れました。

「子どもシェルターる一も」では24時間スタッフが常駐し、こどものそばに寄り添い、こどもが落ち着いて生活できるよう支援します。例えば、こどもが一人で外出するときはトラブルに巻き込まれる危険があるので付き添いをします。入所したこどもには一人一人に担当の弁護士が付き、次の居場所探しや、保護者や関係機関との調整などのサポートをしています。退所後の行き先としては、自宅や児童養護施設、里親などがあります。入所期間はこどもによって変わります。数日だけ入所する子もいれば、半年間いる子もいて、平均で2ヶ月程度となっています。

## ●入所後のこどもの変化について教えてください。

入所当初は、頑張っている子でいようとする子が多いです。また、大人への警戒心から、全く喋らない子や顔を隠して見せてくれない子もいます。ですが、色々な大人と接していくなかで慣れてくると、わがママを言ったり、ペタッと甘えてくれたりします。さらに安心すると、スタッフへ暴言を吐くなどこちらの愛情を試すような行動が表れてきます。どんな形であろうとも、自分らしさやこどもらしさを出してくれるのは、私たちにとって嬉しいことです。

また、る一もを退所するとき書いてくれるアンケートには、「大人も信用できるのだとわかった」「すごく安心しました」との感想が多いです。る一もに入所するこどもには、家族からの愛情が不足しているケースが多くみられます。そのようなこどもたちには、すごく短期間ですが、ここにいる間だけでも、自分はこの間にも愛されているんだと感じてもらえる時間を過ごしてほしいなと思いながら接しています。





● 11年間活動を続けてきたなかで、変化したものの、変わらなかったものを教えてください。

変化したのはスタッフの意識です。開設当初はこどもの将来を考え、勉強ができるようになってほしいとか、ルールを守れる、寝坊をしない大人に育ててほしい、といった大人の希望を押しつけがちになっていました。もちろん、こどもの将来を考えることは間違いではありません。しかし、るーもはこどもの成長を無理に促す場所ではないとスタッフに伝え、今では全員がこの考えを共有しています。とにかく、安心できる場所の提供、そして自分は愛されているんだと実感してもらうことに注力しました。他には、こどもへの接し方が変化しました。当初、全てのスタッフは全てのこどもに同じ対応をし、こどもごとに対応を変えるべきではないと考えていましたが、それぞれの個性を尊重することが大切だと気づき、こどもの性格に応じた支援ができるようになりまし。こどもたち自身も、スタッフがそれぞれ異なる人柄であることを受け入れてくれています。

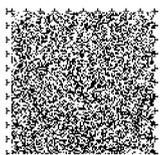
変わらなかったのは、「こども中心」の考え方です。10代というと、自分の人生がどんどんまわっていき時期です。その子の意見や意志は必ず尊重します。例えば、自分の次の居場所を決める会議にはこども自身に出席してもらい、自分の気持ちを発信してもらいます。この考え方はこれからも変えるつもりはありません。

なお今後は、るーもも時代に即した変化が必要だと考えています。現在はこどもの身を守るため、パソコンやスマートフォンは原則として使えないようにしています。ただ、今の時代ではインターネットなどを取り上げると、こどもにとって過度な負担となる可能性もあります。この辺りのバランスを考えていく必要があると思っています。

● 読者へのメッセージをお願いします。

「子どもセンターるーも」は、皆様のご支援のおかげで11年目を迎えることができました。しかし依然として、こどもシェルターのことはまだまだ知られていません。

シェルターの存在や保護を必要としているこどもがいる事実を知っていただき、多くの方にもるーもの存在を広めてほしいです。そうすることで、保護が必要なこどもたちに情報が



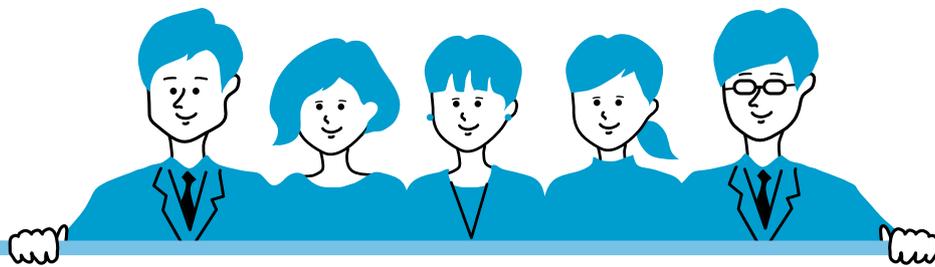
とど 届くことを <sup>ねが</sup>願っています。一番 <sup>いちばんかな</sup>悲しいことは、<sup>こま</sup>困っている  
 こともがここに <sup>たど</sup>辿り着けないことです。残念ながらこ  
 ども自身 <sup>じしん</sup>からの <sup>そうだん</sup>相談は多くありません。ですので、<sup>しえん</sup>支援  
 が <sup>ひつよう</sup>必要な <sup>かか</sup>子どもや <sup>かた</sup>子どもと関わる方に、<sup>つた</sup>る一もの <sup>うれ</sup>ことを  
 伝えていただけると嬉しいです。



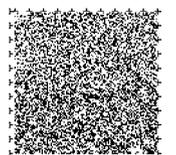
\*\*\*\*\*

「これから <sup>さき</sup>先、<sup>かのじよ</sup>彼女たちの <sup>じんせい</sup>人生で <sup>じゆんちよう</sup>順調に <sup>ばめん</sup>いかない場面も <sup>おも</sup>出てくると <sup>とき</sup>思うんですけど、その時に  
 ここで <sup>あい</sup>愛されていたことや、<sup>たよ</sup>頼れる <sup>おとな</sup>大人がいることとかを <sup>おも</sup>思い出してほしいな <sup>おも</sup>と思います。」  
 と、<sup>いとう</sup>伊藤さんが <sup>も</sup>ふと <sup>ことば</sup>漏らされた <sup>あい</sup>言葉からも、<sup>かのじよ</sup>子どもたちを <sup>しょうらい</sup>愛し、<sup>しんけん</sup>彼女らの <sup>かんが</sup>将来を <sup>かんが</sup>真剣に <sup>かんが</sup>考えてい  
 る <sup>すがた</sup>姿が <sup>うかが</sup>伺えました。

<sup>しゆざい</sup>取材を通じて、<sup>いとう</sup>伊藤さんの <sup>おも</sup>子どもを <sup>おも</sup>思う <sup>こころ</sup>心や <sup>あんしん</sup>安心できる <sup>かんきよう</sup>環境を <sup>ていきよう</sup>提供されている <sup>しせい</sup>姿勢に <sup>ふか</sup>深く <sup>かんめい</sup>感銘  
 を <sup>う</sup>受けました。



とくてい ひ えい り かっどう ほうじん  
**特定非営利活動法人**  
 こ  
**子どもセンターるーも**  
**073-425-6060**  
 でんわ たいおう じかん こぜん じ こご じ  
**電話対応時間：午前10時～午後5時**  
 こま  
**困ったらいつでもお電話ください。**



## ヤングケアラーってなあに？



「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことはありませんか？近年、社会問題として取り上げられる機会が増え、認知度が高まっています。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている若者のことです。ヤングケアラーは、学業に励む時間や部活動に打ち込む時間、将来の夢を考える時間や友人と過ごす時間といった「こどもらしく生きる時間」を犠牲にして、家族の介護やきょうだいの世話をしたり、アルバイトで家計を助けたりしています。確かに、家事を手伝うことはとても大切なことです。しかし、「お手伝い」の枠を超えた年齢に見合わない役割はこどもたちに過度な責任を負わせることとなります。

文部科学省と厚生労働省が令和3年3月に公表した調査結果によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーであることがわかりました。しかし、自身がヤングケアラーであると自覚しているこどもはわずか2%に過ぎません。中学2年生のうち、12.5%は自分がヤングケアラーであるかどうかわからない状況でケアを行っていることが判明しています。

家庭環境の影響で、進学や将来の夢などを諦めることがあってはなりません。こどもたちの夢を守るためには、周囲の支援や理解が欠かせません。ヤングケアラーへの支援は公的機関が重要な役割を担っていますが、私たちもヤングケアラーの存在を知り、この子たちが抱える悩みや想いを理解することが大切です。こどもたちのサインに気づき、こどもがこどもらしく生きられる社会を築いていきましょう。

私は、ヤングケアラーかな？と思ったら相談してください。

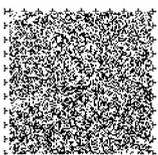
和歌山県教育委員会 こどもSOSダイヤル

電話：073-422-9961

(年中無休・24時間対応)

まんが わかやましりつわ かやまこうとうがっこう  
漫画：和歌山市立和歌山高等学校

ねんせい じんぼちゅうら  
3年生 神保美良さん



大学生主体による人権啓発イベント

自分の好きを放とう!! ~ファッションショー&講演会~

- 日時：9月23日（月・振休）14：00～16：00
- 場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階大ホール（和歌山市手平2丁目1-2）
- 内容：第1部 性別による「らしさ」ではなく「自分らしさ」を表現した衣装のモデルによる

ファッションショー

第2部 講演会「性の多様性について（未定）」

講師：NPO法人チーム紀伊水道理事長 倉嶋 麻理奈さん



- その他：一時保育・手話通訳・要約筆記を設置します。（9月2日（月）までに要事前申込）
- 申込方法：「名前」「連絡先（電話番号）」「住所または所属先」をFAX・電話・Eメールまたは郵送で下記までお知らせください。

※お預かりいたしました個人情報については、当センターで責任をもって管理いたします。  
 （公財）和歌山県人権啓発センター「自分の好きを放とう」係

FAX 073-435-5421 / TEL 073-435-5420 / Eメール d-event241@w-jinken.jp

住所 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階



人権ホットライン

人権でんわ相談

さまざまな問題や悩みを抱える相談者に助言を行い、自身が主体的に問題を解決するための支援を行います。

一般相談

- ①開設日時／毎週月曜日～金曜日  
午前9時～午後4時  
（祝日・12/29～1/3は休み）
- ②相談方法／電話相談  
TEL 073-421-7830

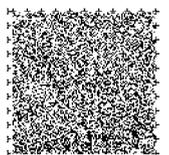
弁護士による無料法律相談

- ①開設日時／偶数月 第2・第4木曜日  
奇数月 第2土曜日・第4木曜日  
午後1時～4時（当日が祝日の場合はその翌日）
- ②相談方法／面接相談・オンライン相談  
TEL 073-435-5420（お電話でご予約ください）

日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、お気軽にご相談ください。

2024（令和6）年度法律相談実施日

2024年7月13日・25日、8月8日・22日、9月14日・26日、10月10日・24日、11月9日・28日、12月12日・26日、2025年1月11日・23日、2月13日・27日、3月8日・27日



『みんな、たいせつ』出張講座

訪問先決定!

幼児向け人権啓発プログラム「みんな、たいせつ」を持って、専門のファシリテーターが幼稚園や保育園などに訪問します!

今年もたくさんの園や施設からご応募いただきました。ありがとうございました。

選考の結果、下記の5箇所への訪問が決定しました!

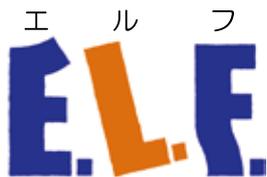
ご希望に添えなかったみなさま、大変申し訳ありません。

当センターでは、今後もさまざまな催しやセミナーを実施してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。



出張講座の訪問先 (5箇所) ※順不同

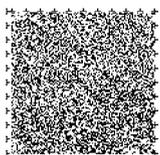
太陽保育園 (和歌山市)、潮岬こども園 (串本町)、つばさ保育園 (御坊市)、会津保育所 (田辺市)、あやの台チルドレンセンター (橋本市)



公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

Equality / 平等 Liberty / 自由 Fraternity / 友愛

- お問い合わせ 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階  
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421  
URL w-jinken.jp/ E-mail mail@w-jinken.jp
- 開館時間 9:00 ~ 17:45 \*人権ライブラリー・人権ギャラリーは、  
9:30 ~ 17:00
- 休館日 日曜・祝日、年末年始 (12/29~1/3)
- 交通案内 JR和歌山駅から徒歩:約20分、バス:約5分「手平出島」下車  
JR宮前駅から徒歩約7分  
南海和歌山市駅からバス:約20分「手平出島」下車  
有料駐車場あり 100円/50分 (30分以内無料)



2024年7月 発行